

# 防災施設設置基準

## 1 防火貯水槽

40 t以上の防火貯水槽を設置し、自主管理してください。なお、事業区域付近の消防水利が充足している場合は、別途協議してください。

### (1) 事前協議

- ① 防火貯水槽の設置について、地域防災支援課と協議してください。
- ② 防火貯水槽の詳細な設置場所及び構造等については、所轄の消防署と協議してください。

板橋消防署 管轄区域	志村消防署 管轄区域
板橋1～4丁目、稲荷台、大谷口1・2丁目、大谷口上町、大谷口北町、大山金井町、大山町、大山西町、大山東町、加賀1・2丁目、上板橋1～3丁目、熊野町、小茂根1～5丁目、幸町、栄町、桜川1～3丁目、東新町1・2丁目、常盤台1～4丁目、中板橋、仲宿、仲町、中丸町、南町、南常盤台1・2丁目、東山町、氷川町、富士見町、双葉町、本町、向原1～3丁目、大和町、弥生町	相生町、赤塚1～8丁目、赤塚新町1～3丁目、小豆沢1～4丁目、泉町、大原町、坂下1～3丁目、清水町、志村1～3丁目、新河岸1～3丁目、大門、高島平1～9丁目、徳丸1～8丁目、中台1～3丁目、成増1～5丁目、西台1～4丁目、蓮沼町、蓮根1～3丁目、東坂下1・2丁目、舟渡1～4丁目、前野町1～6丁目、三園1・2丁目、宮本町、四葉1・2丁目、若木1～3丁目

### (2) 設置場所、構造等（所轄の消防署との協議が必要です。）

- ① 防火貯水槽は、消防車が容易に取水できる場所に設置してください。  
マンホールの位置は、吸水口として使用するため、できるだけ屋外の道路に面した位置に設置してください。また、吸水口から直接吸水することが困難な場合には、採水口を設置してください。
- ② 消火活動の際、防火貯水槽の場所がすぐに分かるように、消防水利標識を設置してください。
- ③ マンホール（点検口含む）には、落下防止金具を設置してください。  
⇒ 別紙「防火貯水槽マンホール詳細図」参照

### (3) 完了確認

防火貯水槽の設置工事完了後、所轄の消防署員が防火貯水槽の設置内容について立会いのうえ確認します。確認後、消防署で発行する「設置完了確認書」のコピー1枚を、完了検査時に地域防災支援課へ提出してください。（設置完了確認書の原本は、事業者側で保管してください。）

## 2 災害用仮設便所

災害時の仮設便所として、組立式の仮設便所（ため込み式、もしくはマンホールトイレ式）を用意し、自主管理してください。

### (1) 必要数

計画人口75人につき1基用意してください。

### (2) 算出方法

#### ① 計画人口

内 容	計 画 人 口
床面積35㎡以上	1世帯を3人として計算
床面積35㎡未満	1世帯を1人として計算

#### ② 計算例

床面積35㎡以上40戸、床面積35㎡未満20戸の場合  
 $(40戸 \times 3人) + (20戸 \times 1人) = 140人 \div 75 = 1.8$   
⇒災害用仮設便所を2基用意してください。(小数点以下は切り上げ)

### (3) 保管場所

- ① 災害用仮設便所を保管できる場所（倉庫等の室内）を確保してください。
- ② 保管方法は、床面に直接置かずに、スノコの上に組立前のダンボール箱のまま保管してください。
- ③ 縦置きで保管する場合は、壁面にアンカーを設置して、チェーンもしくはバンドで固定する等、転倒防止の措置を行ってください。
- ④ 保管場所の扉には、「災害用仮設便所保管場所」の表示（プレート又はシール）をしてください。

### (4) 機能等

- ① ため込み式の災害用仮設便所を用意する場合は、大量処理能力（処理能力5,000回以上）を有するものにしてください。
- ② 災害用仮設便所は、組立・使用にあたって、簡易かつ清潔に使用できるものにしてください。
- ③ 災害用仮設便所を用意する場合は、大きさに合わせて、テント等の囲いとなるものを併せて用意してください。
- ④ ため込み式の災害用仮設便所は、し尿の回収にあたって、特殊機械・作業を伴わず、バキュームカーでの回収が可能なものにしてください。
- ⑤ 処理能力の確認のため、災害用仮設便所を用意する場合は、製品の仕様書（カタログ等）を提出してください。

### 3 家具の転倒防止対策

入居者が、家具の転倒防止対策を実施できるように、1住戸に1カ所以上、下地を設置してください。なお、構造上、下地の設置が困難な場合には、付け長押、付け鴨居、ピクチャーレールのいずれかを設置してください。

#### (1) 下地の材質

下地を設置する場合は、下地材として合板（ベニヤ板）、もしくは鉄板を使用してください。

#### (2) 完了確認

下地を設置する場合は、部屋のタイプごとに壁裏の下地施工中の写真を撮影し、完了検査時に地域防災支援課へ提出してください。

#### (3) 設置位置

背の高い家具を固定するため、180cmの高さを目安に固定できる施工をしてください。長さ及び幅については別途協議してください。

#### (4) 入居者への周知

下地、付け長押、付け鴨居の場合はL型金具等、ピクチャーレールの場合はワイヤー等を用いて、家具の転倒防止対策を講じられることを、入居時にチラシを配布し周知してください。また、下地を設置する場合は、壁裏の下地の設置位置を入居者へ周知してください。

### 4 災害時避難場所案内板

災害時に、入居者の方が安全かつ確実に避難できるように、避難所及び避難場所を表示した案内板を設置し、自主管理してください。

#### (1) 設置場所

入居者が見やすい場所（エントランスホール等）に設置してください。

※開放された出入口が複数ある場合は、各出入口に設置してください。

#### (2) 表示内容

避難所、避難場所、主要幹線道路、河川、鉄道、学校等の目標となるものを表示してください。また、避難所と避難場所までの経路を矢印で表示してください。

なお、避難所に避難する場合、建物の安全点検が済むまで、避難者は校庭で待機する必要があるため、校庭側から入る門への経路を矢印で表示してください。

⇒ 別紙「災害時避難場所案内板作成例」参照

(3) 案内板の材質・規格

材質：FRP板（繊維強化プラスチック）やアクリル板、または同等以上のもの  
規格：450mm×600mm以上（縦、横どちらでも可）

(4) その他

下図の段階で、メールにて地域防災支援課に提出し、確認をとってください。（カラーで確認したいため、メールでの提出にご協力ください。）  
なお、メールでの提出が難しい場合は、文言・地図の色が分かるように表示し、FAXで提出してください。

## 5 防災備蓄倉庫

計画戸数300戸以上の集合住宅については、防災備蓄倉庫を設置してください。  
計画戸数300未満の集合住宅については、防災備蓄倉庫の設置について、地域防災支援課と協議してください。

(1) 設置面積

50㎡以上（300戸未満の場合は、別途協議してください。）

(2) 管理運営

備蓄倉庫の管理運営については、管理組合等の自主管理とします。

(3) 備蓄物資

備蓄倉庫整備完了後、居住者の最低限3日分の食料、飲料水及び救出工具、その他必要な備蓄物資を配備してください。また、地域防災支援課に、備蓄物資の配備計画書類（備蓄物資の内容が分かる一覧表等）を提出してください。

(4) 物資基準

缶詰・ビスケット等の食料品 計画人口×3食分×3日分

飲料水 計画人口×2リットル×3日分

救出工具 1組

その他必要な備蓄物資

※計画人口の算出方法に関しては、「2 災害用仮設便所」の「(2) 算出方法」をご参照ください。

## 6 提出図面等

以下の事項について、書類を添付のうえ提出してください。

- (1) 配置図もしくは平面図への表示
  - ①防火貯水槽及びそのマンホール（吸水口）の位置
  - ②消防水利標識の位置
  - ③災害用仮設便所保管場所及び災害用仮設便所保管場所のプレート表示位置
  - ④災害時避難場所案内板の表示位置
- (2) 防火貯水槽の構造図、断面図及び水量計算式
- (3) マンホールの落下防止金具の図面
- (4) 災害用仮設便所の製品仕様書（カタログ等）
- (5) 備蓄物資の配備計画書類（防災備蓄倉庫が該当する場合）

### 【問合せ先】

危機管理部 地域防災支援課 地域防災係

電 話：03-3579-2151

F A X：03-3963-0150

Eメール：kk-chibou@city.itabashi.tokyo.jp